

環境不動産等の取組による木材利用の拡大

政策提言先 総務省、農林水産省、国土交通省

政策提言の要旨

カーボンニュートラルの特性を有する木材を利用した建築の推進により木材需要を拡大することは、脱炭素社会の実現に資するとともに、地方の重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備による多面的機能の高度発揮にもつながるものです。

最近では、民間企業においてSDGsやESG投資への意識の高まりにより、都市部を中心に木質部材を活用した先駆的な中高層ビルの木造化・木質化に取り組む動きがでていますが、広く一般的な取組には至っていない状況です。

このような取組を加速化させるためには、木造建築の事例を増加させる中で建築コストの低減を図ることや、環境面を見える化することで価値の高い木造建築物を創出し、施主の関心を向上させることが必要です。

このため、非住宅建築物の木造化・木質化を推進するための財源の確保や環境不動産の普及に係る仕組みの充実を提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 非住宅建築物の木造化・木質化を推進するための財源の確保
 - ・CLTなど新たな部材を活用した標準化モデルにつながる建築事例を増加させ、低コスト化が図られるよう、設計・建築工事への支援に係る財源を十分に確保すること。
 - ・地域材を利用した住宅建設に対する特別交付税の対象を非住宅建築物に拡大すること。
(地方財政措置の充実)
- 2 環境不動産の普及に係る仕組みの充実
 - ・木造化・木質化の効果を評価する先行的な取組を踏まえ、木材利用を主とした建築物の性能評価システムを整備すること。

【政策提言の理由】

- ・現在、3階建てまでの住宅の木造率は8割を超えていますが、人口減少等により今後の需要の減少が見込まれる中では、木造率が1割以下にとどまっている中高層住宅や非住宅建築物の木造化・木質化等を進めることは全国共通の課題となっています。
- ・令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、木材を利用することで都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与するなど、「第2の森林」づくりに向けた取組を進めることとしています。
- ・また、令和3年10月には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、木材利用の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されました。
- ・こうした中、本県では全国に先駆けて、一定規模以上の木材の使用や内外装への木材利用などの基準を満たす木造建築物を「高知県環境不動産」として認定し、そうした建築物に対して、不動産取得税の課税免除や容積率の制限緩和といった優遇措置を行う制度を開始しました。
- ・新たな木材需要を創出するためには、木造建築の事例を増加させる中で、こうした環境不動産の取組を拡大していく事が効果的であることから、木材利用を主とした建築物の性能評価システムを整備するとともに、非住宅建築物の木造事例を増やしていくための支援が必要となっています。

【高知県担当課】 林業振興・環境部木材産業振興課